国立大学法人滋賀大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

学長及び役員の勤勉手当については、業績評価の結果等を勘案し、経営協議会に 諮った上で、支給割合を定めることができる。平成25年度においては中期目標・中期計 画を着実に遂行しているが、財政状況等を勘案し、支給割合は良好(標準)とした。

滋賀大学は、豊かな人間性とグローバルな視野を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献するという基本理念を掲げている。これに基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、地域に根ざした視点とグローバルな視野とをあわせもつ知の拠点として、学士課程・大学院を通じて、幅広い職業人の養成に力を入れるとともに、現代的な課題に対応できる高度な専門職業人を養成することを基本的な任務としている。また、教育・研究上の重点領域として環境とリスクを取り上げ、さらに、学術機能の一層の充実を図り、その成果をもって地域社会に貢献し、大学固有の特色を発揮するオンリーワンの創成をめざすべく、学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、滋賀大学の学長は、職員数約400名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

滋賀大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給 月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と 同等以上であると言える。

また、他の同規模の国立大学法人の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考える。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・前年度に引き続き暫定的に地域手当の支給率を1%引上げた。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

- 実施期間: 平成25年4月~平成26年3月
- ・基本給の月額関係の措置の内容:▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当(▲9.77%)、広域異動手当 (▲9.77%)、期末手当(▲9.77%)、 勤勉手当(▲9.77%)

理事

・法人の長に同じ

監事(非常勤)

該当なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間	報酬等の総	額		就任·退	任の状況	前職
12/1		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月リ4敗
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	15,341	10,654	3,790	426 (地域手当) 470 (通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
A理事	12,995	9,030	3,212	361 (地域手当) 391 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
B理事	13,202	9,030	3,212	361 (地域手当) 598 (通勤手当)		3月31日	
	千円	千円	千円	千円			
C理事	13,539	9,030	3,315	722 (地域手当) 470 (通勤手当)			*
D理事	千円	千円	千円	千円			
リ圧争	9,958	7,005	2,532	280 (地域手当) 140 (広域異動手当)	4月1日		\Diamond
, E/. —	千円	千円	千円	千円			
A監事 (非常勤)	2,582	2,582	_	()			
	千円	千円	千円	千円			
B監事 (非常勤)	1,291	1,291		()		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準、物価水準等を考慮し支給されているものである。

注2:「広域異動手当」とは、就任直前に遠隔地で在勤していた場合、異動の距離に応じて支給されているものである。

注3:「前職」欄の記号について、「※」は独立行政法人等の退職者であることを、「◇」は役員出向者であることを示すものである。

注4:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月			該当なし	

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

業務の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、多様な雇用形態の 導入等により、人件費の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条及び独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、法人の業務実績及び社 会一般の情勢に適合したものとなるように人事院勧告等を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 職員の勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

「能率 勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額(昇格)	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位 の級に昇格させることができる。
基本給月額(昇給)	毎年1月1日に職員の勤務成績に応じて、最大8号給上位の号給に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・国家公務員に準じて39歳未満の職員に対する1号給又は2号給の昇給回復措置を行った。
- ・前年度に引き続き暫定的に地域手当の支給率を1%引上げた。

(国の基準の範囲内で、キャンパス間の支給率の統一を目指しているため)

- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 (職員について)
 - · 実施期間: 平成25年4月~平成26年3月
 - ・基本給関係の措置の内容:一般職(一)2級以下(▲4.77%)

3級から6級まで(▲7.77%)

7級以上(▲9.77%)

一般職(二)3級以下(▲4.77%)

教育職(一)2級以下(▲4.77%)

3級及び4級(▲7.77%)

5級(▲9.77%)

医療職(三)2級以下(▲4.77%)

1号給(▲9.77%) 指定職

- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当(▲10%)、地域手当(基本給表及び級等の減 額率)、広域異動手当(基本給表及び級等の減額率)、期 末手当(▲9.77%)、勤勉手当(▲9.77%)
- ・期間中平成25年12月期の期末手当及び勤勉手当については、減額を適用しないこととした。
- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに伴う措置の実施期間の一部(平成26年3月)につ いては、同措置を受けている職員について、同措置により減じた額に相当する額を基本給及び 諸手当等として支給。

(役員について)

- •実施期間:平成25年4月~平成26年3月
- ・基本給の月額関係の措置の内容:▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当(▲9.77%)、広域異動手当(▲9.77%)、期末 手当(▲9.77%)、勤勉手当(▲9.77%)
- ・国と異なる措置の概要: 附属学校教員について、主に県との人事交流者であるため、滋賀県公立 学校教員に準じ、以下の措置を講ずる事とした。 ・実施期間:平成25年8月~平成26年3月

・基本給関係の措置の内容 教育職(二)2級以上(▲7.77%) 教育職(三)2級以上(▲7.77%) 教育職(三)2級以上(▲7.77%) ただし、2級の職員で、期末手当の額の算定において、経験年数により職制の段階、職務の級等による加算の適用を受けた日の翌月から起算した期間が次のいずれかに該当する者は以下のとおり。 12月を超え24月を経過しない者(▲6.77%)

12月を経過しない者(▲5.77%)

国家公務員に準じて55歳(一般職基本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の 昇給は、期間中の勤務成績が、極めて良好又は特に良好な場合に限り行うこととした。

2 職員給与の支給状況

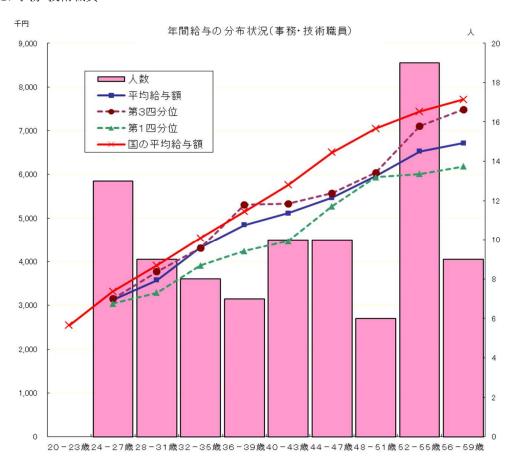
① 職種別支給状況

				平原	戊25年度の年	F間給与額((平均)
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
				, ., .		うち通勤手当	
	常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	市動概貝	333	46.3	7,030	5,201	165	1,829
	事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事伤*1 XWI	91	42.7	5,274	3,974	139	1,300
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	手円
	(大学教員)	179	49.9	8,123	5,951	197	2,172
	++-4+	人	歳	千円	千円	千円	千円
	技能•労務職種	1					
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(附属高校教員)	20	45	7,267	5,431	151	1,836
	—————————————————————————————————————	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(附属義務教育学校教員)	41	39.1	6,137	4,610	99	1,527
	その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(看護師)	1					
	任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	<u>工为口机</u> 英	1					
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(外国人教師等)	1					
Г	また田豊日	人	歳	千円	千円	千円	千円
	再任用職員	5	61.7	2,746	2,746	79	0
	主 欢 ++ 45	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	4	61.5	2,625	2,625	65	0
	その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(看護師)	1					
_						<u> </u>	
	北沙斯城里	人	歳	千円	千円	千円	千円
	非常勤職員	4	45.3	2,290	1,746	119	544
	+ 7/2 LL/IC	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	4	45.3	2,290	1,746	119	544

- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。
- 注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。
- 注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
- 注5:常勤職員中の技能・労務職種、その他医療職種(看護師)及び任期付職員中の教育職種(外国人教師等)、再任用職員中のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。
- 注6:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。
- 注7:在外職員については該当者がいないため省略した。
- 注8:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、 該当者がいないため省略した。
- 注9:再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。
- 注10:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

1. 事務•技術職員



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

(事物 汉州城兵)					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
対相が処をかりクループ	八貝	十均平断	第1分位	干均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1		_		_
課長	10	55.5	7,107	7,317	7,485
課長補佐	16	53.0	5,935	6,167	6,279
係長	32	44.8	5,082	5,285	5,572
主任	9	37.7	4,146	4,527	4,640
係員	23	28.2	3,118	3,391	3,727

注1:「部長」には、部長相当職である「事務統括監」を含む。

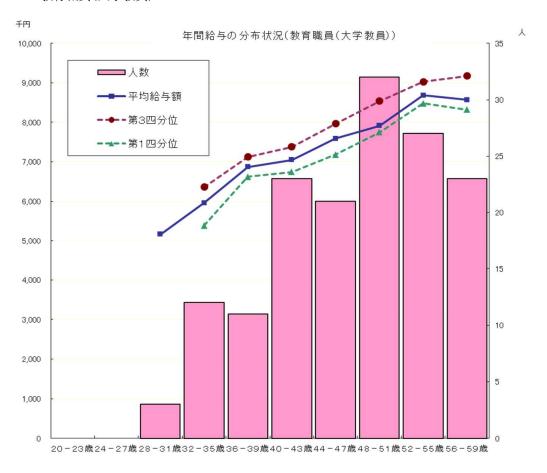
注2:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注3:「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「室長」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注5:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

2. 教育職員(大学教員)



注:年齢28~31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
ガ和状況をかりグループ	八貝	十均平断	第1分位	十均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授(20)	93	55.6	8,536	8,895	9,192
准教授(30)	68	43.7	6,832	7,199	7,703
講師(40)	9	37.2	5,385	5,714	6,307
助手(60)	4	52.5	-	6,127	_
教務職員(70)	5	49.9	5,068	5,183	5,123

注:助手の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第 3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

1.事務·技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的 な職位		係員	主任	係長	副課長	課長	課長	部長
人員	91	人 11	人 15	人 34	人 12	人 13	人 5	人 1
(割合)		(12.1%)	(16.5%)	(37.4%)	(13.2%)	(14.3%)	(5.5%)	(1.1%)
年齢(最高 ~最低)		歳 28 〈	歳 33 〈	歳 56 〈	歳 59 〈	歳 58 〈	歳 58 〈	歳
		24	27	34	36	52	53 千円	千円
所定内給 与年額(最		千円 2 , 655	千円 4 , 255	千円 4,704	千円 4 , 644	千円 5 , 653	5,894	TH
高~最低)		2,178	2,326	3,037	3 , 989	4,307	5,512	
年間給与		千円 3,422	千円 5,228	千円 6,205	千円 6,318	千円 7,438	千円 7,749	千円
額(最高~ 最低)		5	\$,	,	,	,	
	ナフ: サルギバ しのた b	2,875	3,089	4,117	5,306	5,880	7,345	and the second

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

2.教育職員(大学教員)

-1477 17 19	(貝(八丁扒貝)					
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		教務職員	助手	講師	准教授	教授
人員	179	人 5	人 4	人 9	人 68	人 93
(割合)		(2.8%)	(2.2%)	(5.0%)	(38.0%)	(52.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 57 、 43	歳 60 、 44	歳 59 、 29	歳 61 、 32	歳 64 、 41
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 4,158 、 3,761	千円 4,743 、 4,350	千円 5,021 、 3,349	千円 6,112 、 3,962	千円 7,978 、 5,178
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 5,640 5,011	千円 6,426 5,862	千円 6,869 、 4,593	千円 8,416 、 5,348	千円 11,086 、 7,149

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

1.事務•技術職員

11.47/7/7	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)		%	%	%
	一1手	义和分(朔木恒ヨ)	64.7	67.5	66.2
管理			%	%	%
職員	査定3 (平均	支給分(勤勉相当))	35.3	32.5	33.8
			%	%	%
		最高~最低	37.7~33.0	35.0~30.2	$34.8 \sim 32.5$
	. ⁄抽	支給分(期末相当)	%	%	%
	一1手	又和刀(朔木阳ヨ)	64.1	67.0	65.7
一般			%	%	%
職員	査定3 (平均	を給分(勤勉相当))	35.9	33.0	34.3
			%	%	%
		最高~最低	40.5~32.3	37.8~29.7	37.6~31.3

2.教育職員(大学教員)

	X	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	(a)	支給分(期末相当)	%	%	%
	1+	文和刀(朔木阳ヨ)	64.4	66.9	65.8
管理			%	%	%
職員	査定:	支給分(勤勉相当) j)	35.6	33.1	34.2
			%	%	%
		最高~最低	39.4~33.5	37.3~30.5	35.9~32.6
	/+1		%	%	%
	一律	支給分(期末相当)	64.1	66.7	65.5
一般			%	%	%
職員	査定: (平均	支給分(勤勉相当) i)	35.9	33.3	34.5
			%	%	%
		最高~最低	48.6~32.5	41.8~30.5	45.0~31.7

- ⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員 (大学教員))
- 1. 事務•技術職員

対国家公務員(行政職(一)) 対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 88.8 99.3

2. 教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

項目	内容					
	対国家公務	5員 88.8				
指数の状況			地域勘案	94.6		
11300-2-000-		参考	学歴勘案	88.4		
			地域•学歴勘案	94.6		
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由						
給与水準の適切性の 検証	(国からの財成25年度予 【累積欠損額 累積欠損額 【検証結果】 国からの財準の比較指 【主務大臣の 給与水準の	総額に占める 政支出額 3 算) 頁について】 0円(平成24 女支出の割台 標は88.8と下)検証結果】 比較指標で	3国からの財政支出の書 3,492,786千円、支出予算 4年度決算) 合は、50%以上であるが 「回っており、給与水準に は国家公務員の水準末	J合 58.1% 章の総額 6,014,980千円:平 、対国家公務員との給与水 は適正であると判断する。 満となっていること等から給与 水準の維持に努めていただ		
講ずる措置						

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

95.9

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の 比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区分		当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24度)	比較増	△減	中期目標期間 22年度)からの	
給与、報酬等支給総額	i	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(A)	2,922,383	2,994,143	▲ 71,760	(▲2.4)	▲ 275,489	(▲8.6)
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(B)	306,198	493,810	▲ 187,612	(▲ 38.0)	▲ 75,692	(1 9.8)
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(C)	396,678	403,112	▲ 6,434	(1 .6)	52,445	(15.2)
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(D)	446,575	425,156	21,419	(5.0)	30,578	(7.4)
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C	+D)	4,071,834	4,316,221	▲ 244,387	(▲ 5.7)	▲ 268,158	(▲ 6.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約 に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常 勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析

給与、報酬等支給総額について、対前年度比がマイナス2.4となった要因は、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して、給与減額支給措置の適用月数の増加及び、附属学校教員の給与減額支給措置を実施したことが主な要因であると考えられる。

退職手当支給額について対前年度比がマイナス38.0%となった要因については、退職者が大幅に減少したことによる。 非常勤役職員等給与について対前年度比がマイナス1.6%となった要因については、非常勤講師及び派遣職員の雇用の減

少が主な要因であると考えられる。 福利厚生費について対前年度比がプラス5.0%となった要因については、掛金率の引き上げに伴う法定福利費の増加が主な要因であると考えられる。 結果として、最広義人件費については、対前年度比マイナス5.7%となった。

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年2月から以下の措置を講ずるこ ととした。

・役員及び職員に関する講じた措置の概要:国家公務員退職手当制度の改正に準じて支給水準を段階的に引下げる改正 調整率を以下のとおり、段階的に引き下げ。

改正前 104/100 平成25年 2月1日~平成25年 9月30日 98/100 平成25年10月1日~平成26年 6月30日 92/100 平成26年 7月1日~ 87/100

IV 法人が必要と認める事項

特になし